

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 26 号。以下「一部改正省令」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 72 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 74 号。以下「一部改正告示」という。）が公布され、平成 24 年 4 月 1 日（一部については平成 26 年 4 月 1 日）から適用されることとされたところであるが、その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第 1 歯科診療の具体的方針に関する事項（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）第 21 条及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）第 21 条）

歯冠継続歯について、現在、歯科診療において実施されていないため規定から削除する。また、広範囲顎骨支持型補綴が新たに保険適用の対象とされたことを踏まえ、これについては必要があると認められる場合に行う旨を規定する。

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

第 2 処方せん様式に関する事項（療担規則様式第 2 号関係）

- (1) 処方せんの様式を変更し、処方を行う保険医（以下「処方医」という。）が、処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合に、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を医薬品ごとに記載し、かつ、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印することとしたこと。
- (2) 「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない処方せんを受け付けた保険薬局における調剤は従来どおりとすること。また、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がある処方せんを受け付けた場合でも、「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない医薬品（銘柄名で記載されたものに限る。）について、患者の選択に基づき、従来と同様に、後発医薬品を調剤することができること。
- (3) 一部改正省令の施行の際現にある改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第 2 号による処方せん（以下「改正前処方せん」という。）については、平成 24 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、これを手書き等で修正することにより、使用することができるものであること。

この場合にあつては、改正前処方せんに記載した医薬品について後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断したときは、改正前処方せんの「保険医署名」欄にある「全て」という文言を削除した上で「保険医署名」欄に署名又は記名・押印し、かつ、医薬品ごとに「✓」又は「×」を記載するなど、医薬品ごとに、当該判断が保険薬局へ明確に伝わるようにすること。

(平成 24 年 4 月 1 日施行)

第 3 明細書の交付に関する事項（療担規則第 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに療担基準第 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条の 5 第 2 項及び第 3 項並びに一部改正省令附則第 2 条及び第 3 条並びに一部改正告示関係）

療養の給付等に係る一部負担金等の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の交付については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成 24 年 3 月 5 日保発 0305 第 2 号）による。

(平成 26 年 4 月 1 日施行)